

## <ご契約いただく保険の内容とご注意事項>

### 保険金をお支払いできない主な場合

・ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ・地震等の際における紛失または盗難  
・戦争、内乱、暴動または核燃料物質の有害な特性などによる損害 ・地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害 など

### 地震保険の保険料について

●地震保険ご契約金額100万円に対する年間保険料例(上記割引の適用がない場合)

都道府県	構造区分	イ構造*	ロ構造*
岩手県・秋田県・山形県・福島県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県		500円	1,000円
北海道・青森県・宮城県・新潟県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・岡山県・広島県・大分県・宮崎県・沖縄県		650円	1,270円
香川県		650円	1,560円
茨城県・山梨県・愛媛県		910円	1,880円
徳島県・高知県		910円	2,150円
埼玉県・大阪府		1,050円	1,880円
千葉県・愛知県・三重県・和歌山県		1,690円	3,060円
東京都・神奈川県・静岡県		1,690円	3,130円

●地震保険における建物の構造区分

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造\*とロ構造\*の2つに区分されています。

\*セットで契約する火災保険の構造級別により、次のとおり区分されます。

●セットで契約する火災保険のご契約期間の初日が2010年1月1日以降の場合

構造区分	火災保険の構造級別
イ構造	M・T構造または1・2級構造
ロ構造	H構造または3級構造

※2010年1月の改定に伴い、構造区分がイ構造からロ構造に変更となり保険料が引上げとなる場合には、経過措置が適用されて保険料負担が軽減されます。適用条件など詳細につきましては取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

●セットで契約する火災保険のご契約期間の初日が2009年12月31日以前の場合

構造区分	火災保険の構造級別
イ構造	A・B構造または特・1・2級構造
ロ構造	C・D構造または3・4級構造

●地震保険の保険料は、地震保険のご契約期間(保険期間)の初日に適用される料率・割引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、料率改定や割引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更しません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

●「自動継続特約」をセットしてご契約いただく場合、ご契約期間の初日以降に料率改定などを行った場合は、自動継続時に保険料を変更します。なお、これらの改定を実施する場合には、事前に書面にてご案内いたします。

### 保険金お支払い後のご契約について

損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に終了します。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、ご契約のご契約金額(保険金額)は減額されることはありません。

### 地震保険料控除制度について

地震保険をご契約いただいた場合、お申し込みいただいた保険料が一定額(所得税は50,000円、住民税は25,000円)を限度としてその年のご契約者(保険料負担者)の課税所得から控除されますので、税負担が軽減できます。(2011年5月現在)

※2006年12月に損害保険料控除は廃止されましたが、経過措置として2006年12月31日までにご契約期間(保険期間)が開始したご契約期間10年以上の積立型保険契約で2007年1月以降保険料の変更のない契約については、従前の損害保険料控除の対象となります。ただし、経過措置が適用される積立型火災保険に地震保険をセットしている契約については、従前の損害保険料控除と地震保険料控除のいずれか一方が対象となります。

### 事故が発生した場合のお手続き

○ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

・取扱代理店 ・最寄りの日本興亜損保 【日本興亜損保の受付時間:平日の9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)]

※ご連絡先の電話番号はご契約後にお届けする保険証券・保険契約継続証に記載しています。

○事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。

○保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

※ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込時にお渡しする重要事項説明書に記載されている「クーリングオフ説明書」をご覧ください。

※保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。

※保険証券・保険契約継続証は大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。

※このホームページは「地震保険」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は「ご契約のしおり」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

※ご契約者と被保険者が異なる場合、このホームページに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。

※ご契約の手続きその他ご不明な点につきましては取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

※ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関する事項が正しいこと」を確認させていただきましますので、ご協力くださるようお願いいたします。

※取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。